

居室単位耐震改修の技術基準の概要

鳥取県住宅政策課

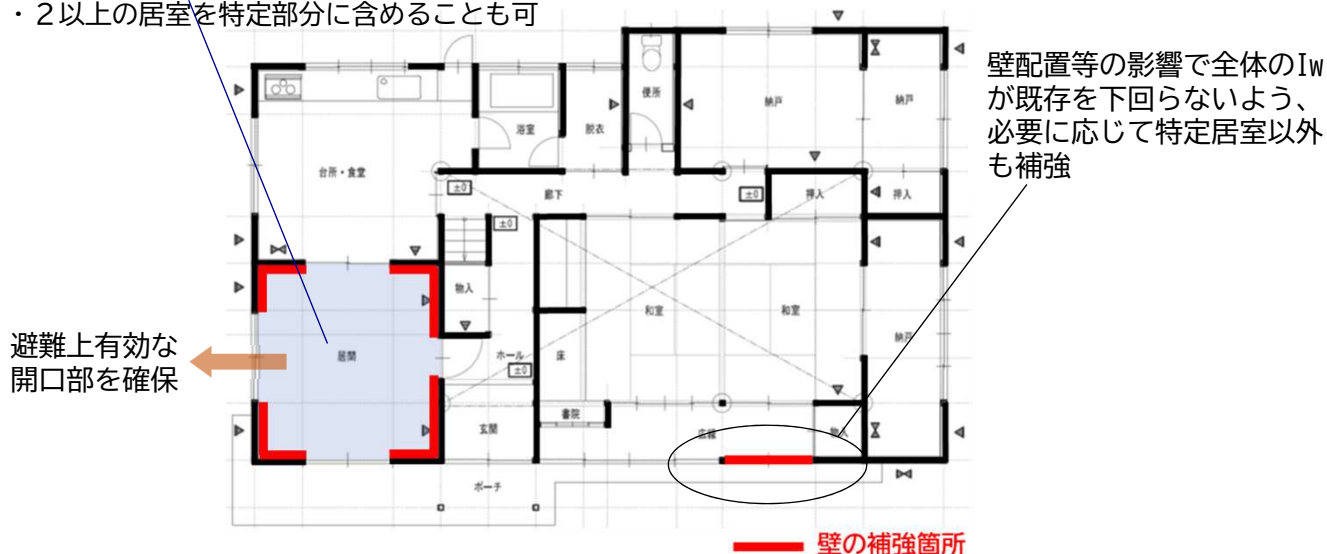
◆ 居室単位改修の基準

- ・ 1以上の特定居室に限定して耐震改修を行い、改修部分の**部分評点※が1.5以上**となること。
- ・ 特定居室について耐震改修を行った結果、**住宅全体の上部構造評点 I_w が改修前の数値を下回らない**こと。
- ・ 特定居室は**1階に存する避難上有効な開口部（掃出し窓等）を有するもの**であること。

※特定居室・・・寝室、居間などの日常生活における滞在時間の長い居室部分

特定居室（改修範囲）

- ・ 部分評点1.5以上
- ・ 2以上の居室を特定部分に含めることも可



◆ 部分評点の算定方法

- ・ 特定居室の部分評点は、一般診断法に準じて、X方向、Y方向それぞれについて次式により算出する。

$$\text{部分評点} = \frac{\text{部分保有耐力}}{\text{部分必要耐力}}$$

部分必要耐力：一般診断法(精算法)に準じて、**特定居室部分の床面積**により算定する。

屋根分類	床面積あたりの必要耐力(kN/m^2)		K1
	平屋	2階建ての1階	
軽い屋根	0.28Z	0.72K ₁ Z	0.40+0.60R _{f1}
重い屋根	0.40Z	0.92K ₁ Z	
非常に重い屋根	0.64Z	1.22K ₁ Z	0.53+0.47R _{f1}

Z：地域係数

R_{f1}：住宅全体の1階床面積に対する2階の床面積の割合

部分保有耐力：一般診断法に準じて以下のとおり算定する。

$$Q_{up} \times eK_{fl} \times dK$$

Q_{up} ・・・特定居室を構成する壁・柱の耐力

eK_{fl} ・・・住宅全体の耐力要素の配置等による低減係数

dK ・・・特定居室を構成する部材の劣化度による低減係数

※劣化低減係数は0.9として劣化部分は必要な補修を行う。